

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業費特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和58年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	埼玉県越谷市	職員数 (H22. 4. 1現在)	19
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	101 (H21年度)	財政力指数	0.969 (H21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	87.3 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	11.2 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	121.9 (H21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	越谷市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年～平成26年
計画策定責任者	越谷市長 高橋 努
既存計画との関係	第四次総合振興計画及び行政改革大綱（集中改革プラン）
公表の方法等	市ホームページ・12月議会説明予定
基本方針	第四次総合振興計画及び行政改革大綱（集中改革プラン）との整合性を図りながら、公共性と経済性を念頭に事業を推進する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		うち年利7%以上			
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,110,136.7	559,978.4	435,882.2	2,105,997.3
	補償金免除額	156,780.2	117,051.9	138,165.4	411,997.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	1,219,925.0	1,035,481.6	1,204,993.6	3,460,400.2
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	310,276.7	1,065,125.5	848,576.0	2,223,978.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	公共下水道	1,110,137	559,978	435,882	2,105,997
合 計 (A)					
一般 再掲 (再掲) ※上記のうち 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	公共下水道	1,219,925	1,035,482	1,204,994	3,460,401
合 計 (A)					
一般 再掲 (再掲) ※上記のうち 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	公共下水道	310,277	1,065,126	848,576	2,223,979
合 計 (A)					
一般 再掲 (再掲) ※上記のうち 再掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>越谷市は、昭和40年代から急激な人口増加に伴い公共用水域の水質悪化が進み、公共下水道整備が急務となり、昭和58年度供用開始以降平成12年度までの18年間で、市街化区域のほぼ全体約2,450haの整備を終え、現在では、新市街地での整備を進めています。普及率81.8%・水洗化率93.2%となり県平均を上回っています。集中的な資本投入に加え、地形的に平坦で軟弱地盤であることから、13箇所の汚水中継ポンプ場建設や、管渠工事においては、補助工法が必要になるなど他市町村と比較すると資本費の増加となった。使用料については、未接続世帯が約7,700世帯あることから、使用料増収の余地が残されております。また、料金体系については、基本料金制と従量制を採用しているため、収入は安定しているが大きな増収は期待できない状況です。今後は、浸水対策としての雨水管渠の整備及び既存施設等の改築・改修等に加え公債費の償還のピーク時(平成25年度～平成26年度)を向かえることから、料金改定を実施したものの事業収入のみでの経営は厳しく、一般会計からの繰入金に依存せざるをえない状況です。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水洗化の促進事業</p> <p>世帯の水洗化率は93.1%であるが、未接続世帯が約7,700世帯あり、積極的に戸別訪問を実施し接続指導を強化するなど環境保全や財源の確保に努める。平成21年度からは、再任用職員により集中的に実施している。</p> <p>課 題 ② 建設改良費及び改修費や維持修繕費のコスト縮減</p> <p>補助対象事業の有効活用や新工法の活用、さらには、計画的な改修工事や維持修繕を進めることで事業費の平準化やコスト節減を推進する。</p> <p>課 題 ③ 民間的経営手法の導入等</p> <p>13箇所の汚水中継ポンプ場の運転管理においては、今後包括的民間委託の導入を検討し、運転管理費の低減を図る。</p> <p>課 題 ④ 資本投下の抑制</p> <p>全体計画区域の費用対効果を検証し、効率的かつ有効的な整備を進め、無駄な投資を避ける。</p> <p>課 題 ⑤ 料金の適正化</p> <p>平成18年度に、14.3%の使用料改定を実施。平成22年7月より、下水道使用料等審議会において調査審議を進めている。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (計画値)	平成22年度 (計画初年度) (決算値)	平成23年度 (計画第2年度) (計画値)	平成23年度 (計画第2年度) (決算値)	平成24年度 (計画第3年度) (計画値)	平成24年度 (計画第3年度) (決算値)	平成25年度 (計画第4年度) (計画値)	平成25年度 (計画第4年度) (決算値)	平成26年度 (計画第5年度) (計画値)	平成26年度 (計画第5年度) (決算値)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	3,691	3,708	3,611	3,644	3,685	3,703	3,746	3,832	3,990	3,975	4,253	3,971	4,261	3,973	4,327
		(1) 営 業 収 益 (B)	2,833	3,043	3,233	3,241	3,306	3,339	3,357	3,502	3,673	3,675	3,995	3,700	4,031	3,715	4,108
		ア 料 金 収 入	2,030	2,177	2,333	2,331	2,347	2,350	2,373	2,497	2,678	2,648	2,990	2,657	2,993	2,666	3,059
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他	(803)	(866)	(900)	(910)	(959)	(989)	(984)	(1,005)	(995)	(1,027)	(1,005)	(1,043)	(1,038)	(1,049)	(1,049)
		(2) 営 業 外 収 益	858	665	378	403	379	364	389	330	317	300	258	271	230	258	219
	ア 他 会 計 繰 入 金	857	663	376	399	378	362	386	329	314	299	253	270	229	257	218	
	イ そ の 他	1	2	2	4	1	2	3	1	3	1	5	1	1	1	1	
	2 総 費 用 (D)	3,691	3,708	3,608	3,458	3,303	3,281	3,274	3,071	2,974	2,928	2,760	2,774	2,626	2,723	2,581	
	(1) 営 業 費 用	1,559	1,653	1,634	1,645	1,567	1,627	1,624	1,648	1,585	1,679	1,579	1,682	1,612	1,684	1,528	
ア 職 員 給 与 費	103	136	129	120	108	101	95	101	99	101	95	101	114	101	123		
ウ ち 退 職 手 当																	
イ そ の 他	1,456	1,517	1,505	1,525	1,459	1,526	1,529	1,547	1,486	1,578	1,484	1,581	1,498	1,583	1,405		
(2) 営 業 外 費 用	2,132	2,055	1,974	1,813	1,736	1,654	1,650	1,423	1,389	1,249	1,181	1,092	1,014	1,039	1,053		
ア 支 払 利 息	388	387	383	370	363	360	358	348	341	336	323	324	312	314	302		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	1,738	1,660	1,584	1,436	1,366	1,287	1,287	1,068	1,042	906	851	761	695	718	641		
イ そ の 他	6	8	7	7	7	7	5	7	6	7	7	7	7	7	110		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	3	186	382	422	472	761	1,016	1,047	1,493	1,197	1,635	1,250	1,746		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	4,276	4,141	5,426	4,565	4,349	6,790	6,727	7,335	6,568	7,588	6,121	4,777	3,760	4,564	2,944
		(1) 地 方 債	1,037	1,567	2,634	1,559	1,559	4,089	4,016	4,236	4,009	4,444	3,556	1,803	1,481	1,702	1,270
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	300	700	800	700	800	800	800	700	700	700	700	700	800	700	800
		(2) 他 会 計 補 助 金	2,560	2,109	2,341	2,370	2,203	2,279	2,280	2,484	2,151	2,305	1,952	2,313	1,746	2,305	1,476
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	642	453	434	615	562	408	408	606	386	830	598	652	528	554	195
	(6) 工 事 負 担 金	36	11	14	20	24	13	22	8	21	8	4	8	4	2	2	
	(7) そ の 他	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	11	1	1	1	1	
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,345	4,197	5,451	4,701	4,693	7,322	7,234	8,096	7,420	8,635	7,356	5,974	5,289	5,814	4,799	
(1) 建 設 改 良 費	1,778	1,479	1,400	1,728	1,542	1,515	1,426	1,944	1,267	2,310	1,626	2,115	1,439	1,899	878		
ウ ち 職 員 給 与 費	86	64	65	65	64	64	57	64	54	64	52	64	42	64	44		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,566	2,717	4,050	2,972	3,150	5,807	5,807	6,152	6,152	6,325	5,729	3,859	3,850	3,915	3,920		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-69	-56	-25	-136	-344	-532	-507	-761	-852	-1,047	-1,235	-1,197	-1,529	-1,250	-1,855		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度															
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (計画値)	平成22年度 (計画初年度) (決算値)	平成23年度 (計画第2年度) (計画値)	平成23年度 (計画第2年度) (決算値)	平成24年度 (計画第3年度) (計画値)	平成24年度 (計画第3年度) (決算値)	平成25年度 (計画第4年度) (計画値)	平成25年度 (計画第4年度) (決算値)	平成26年度 (計画第5年度) (計画値)	平成26年度 (計画第5年度) (決算値)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-69	-56	-22	50	38	-110	-35	0	164	0	258	0	106	0	-109	
積 立 金 (K)																
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	169	100	44	22	72	110	110		75		239		497		603	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	100	44	22	72	110		75		239		497		603		494	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	7		5		1											
実 質 収 支																
黒 字 (P)	93	44	17	72	109		75		0		0		0		0	
赤 字 (Q)																
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	59	58	47	57	57	41	41	42	44	43	50	60	66	60	67	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金不足額 (R)	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	2,833	3,043	3,233	3,241	3,306	3,339	3,357	3,502	3,673	3,675	3,995	3,700	4,031	3,715	4,108	
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)																
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 (T)/(V) × 100																
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																
企 業 債 現 在 高 (X)	57,841	56,691	55,275	53,862	52,271	50,553	50,480	48,637	48,337	46,756	46,164	44,701	43,795	42,487	41,145	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度															
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (計画値)	平成22年度 (計画初年度) (決算値)	平成23年度 (計画第2年度) (計画値)	平成23年度 (計画第2年度) (決算値)	平成24年度 (計画第3年度) (計画値)	平成24年度 (計画第3年度) (決算値)	平成25年度 (計画第4年度) (計画値)	平成25年度 (計画第4年度) (決算値)	平成26年度 (計画第5年度) (計画値)	平成26年度 (計画第5年度) (決算値)	
収 益 的 収 支 分	1,660	1,529	1,276	1,309	1,337	1,351	1,370	1,334	1,309	1,326	1,258	1,313	1,264	1,306	1,264	
うち基準内繰入金	1,239	1,269	1,276	1,309	1,337	1,351	1,370	1,334	1,309	1,326	1,258	1,313	1,253	1,306	1,257	
うち基準外繰入金	421	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	7	
資 本 的 収 支 分	2,560	2,109	2,341	2,370	2,203	2,279	2,280	2,484	2,151	2,305	1,952	2,313	1,746	2,305	1,476	
うち基準内繰入金	776	751	696	642	580	529	529	496	495	500	500	527	526	543	542	
うち基準外繰入金	1,784	1,358	1,645	1,728	1,623	1,750	1,751	1,988	1,656	1,805	1,452	1,786	1,220	1,762	934	
合 計	4,220	3,638	3,617	3,679	3,540	3,630	3,650	3,818	3,460	3,631	3,210	3,626	3,010	3,611	2,740	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (計画値)	平成22年度 (計画初年度) (決算値)	平成23年度 (計画第2年度) (計画値)	平成23年度 (計画第2年度) (決算値)	平成24年度 (計画第3年度) (計画値)	平成24年度 (計画第3年度) (決算値)	平成25年度 (計画第4年度) (計画値)	平成25年度 (計画第4年度) (決算値)	平成26年度 (計画第5年度) (計画値)	平成26年度 (計画第5年度) (決算値)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	43.0	44.5	55.7	61.7	62.8	60.2	61.0	62.3	67.6	65.6	75.0	65.7	76.8	66.9	78.4	
資本費 (円又は%)	109	93	100	101	101	112	105	112	109	114	109	110	104	110	104	
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	59.0	57.7	47.2	56.7	57.1	40.7	41.3	41.5	43.7	43.0	50.1	59.9	65.8	59.8	66.6	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	45.0	41.2	35.3	35.9	36.3	36.5	36.6	34.8	32.8	33.4	29.6	33.1	29.7	32.9	29.2
	うち基準内繰入金 (%)	33.6	34.2	35.3	35.9	36.3	36.5	36.6	34.8	32.8	33.4	29.6	33.1	29.4	32.9	29.1
	うち基準外繰入金 (%)	11.4	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2
	資本的収入分 (%)	59.9	50.9	43.1	51.9	50.6	33.6	33.9	33.9	32.7	30.4	31.9	48.4	46.4	50.5	50.1
	うち基準内繰入金 (%)	18.2	18.1	12.8	14.1	13.3	7.8	7.9	6.8	7.5	6.6	8.2	11.0	14.0	11.9	18.4
	うち基準外繰入金 (%)	41.7	32.8	30.3	37.8	37.3	25.8	26.0	27.1	25.2	23.8	23.7	37.4	32.4	38.6	31.7

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
 - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定にあたっては、経営の安定性を確保するため、基本使用量と従量使用料の併置する方法を採用している。平成22年7月より自主財源の確保として、併用開始後2度目の下水道使用料等審議会を開催し、平成23年度中の使用料改定による増収を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	地方債償還金の毎年の増加が、使用料収入の増収を上回ることや、補償金免除繰上償還の財源となる借換債借入による償還金(元金)の弁済の増額により、平成27年までは他会計繰入金が増加する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	新市街地事業である「越谷レイクタウン特定土地区画整理事業」が、平成21年度末で計画面積225.6haの内112.95ha(50.1%)が供用開始され、また、平成25年度の完成を目途に事業を進めていることから、今後も使用料の増収が見込まれる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	水洗化促進事業として、平成16年度から重点的に取り組んでいる未接続世帯の戸別訪問指導を、年1,500件程度実施し、毎年100件以上の未接続世帯の解消に努めることで自主財源の増収を見込む。また、資本費平準化債の継続的な有効活用により大幅な一般会計からの繰入金を抑制した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>当市では、平成18年3月に第4次越谷市行政改革大綱及び集中管理プランを定め、この中で定員管理計画を策定した。この計画は、平成22年4月までの5年間で全職員数の4.7%、125人を純減することを目標としており、実績として5.2%、137人の純減を実施した。</p> <p>今後は、平成23年度から推進する第5次越谷市行政改革大綱の策定内容をふまえ、状況に応じた職員配置を実施し、適材適所による定員適正化を図る。</p>
○ 給与のあり方		<p>◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方</p> <p>国の給与構造改革を踏まえて給与構造の見直しを実施し、平成19年4月より新たな給与制度を適用している。地域手当については、条例本則において国の基準と同様の6%と規定し、経過措置を設けて段階的に引き下げる。 * 地域手当 8%(19年4月実施) 7%(21年4月実施) 6%(22年4月実施)</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>平成18年度より、特殊勤務手当(技能労務職員に支給されていたものを含む9手当)について廃止した。平成19年4月より、国と同様に平成22年度にかけて給与構造改革を段階的に実施するとともに、平成19年7月の総務省通知に基づき、「技能労務職員の給与等に関する取組方針」を平成20年3月に策定した。今後も、取組方針等に基づき職員体制や給与等に関する取組を継続していく。</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>平成18年度に廃止</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方</p> <p>地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって制度化されており、本市では当該制度を運用・実施する埼玉県市町村職員共済組合に加入し、3事業(短期給付事業・長期給付事業・福祉事業)の運営費を負担。市においては、地方公務員法第42条に基づき、職員の健康保持・元気回復を目的として事業等を実施しているが、今後も、効果的・有効的運用に努める。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<p>管路・ポンプ場施設の長寿命化計画の策定中で、アセットマネジメント手法を用い効果的・効率的な事業の実施を行い、トータルコストの縮減を図っていく。</p> <p>* 債権回収を強化するため、平成23年12月27日に「越谷市債権管理条例」制定し、同日施行した。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③・①	<p>ポンプ場の維持管理は、民間委託にて実施済であるが、さらに職員の業務低減・運転管理費の低減を図るため、包括的民間委託等の検討をしている。水洗化促進事業として、職員対応以外に平成18年度より民間委託するとともに、平成21年度より再任用職員による専属的な接続指導を進めている。</p> <p>* H22下水道担当職員 2名減 * 接続指導件数 H22-1,451件 H23-1,305件 H24-1,460件 H25-1,415件 H26-1,507件 * 接続世帯件数 H22-312件 H23-334件 H24-348件 H25-298件 H26-194件</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	⑤	料金の適正化については、水道使用料等審議会に諮問し、答申を受け平成18年度に使用料を改定し14.3%の引き上げを行った。平成22年7月より下水道使用料等審議会に諮問し、現在、調査審議を進めている。 *平成22年11月審議会答申 *平成23年3月議会にて使用料改定議決(平成23年7月1日施行) 25%の料金引き上げを行った。(平成23年9月検針分より)
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財政状況等については、市広報紙に掲載するとともに、ざいせい状況(上・下半期)の小冊子作成や、また、情報公開条例(平成11年10月1日施行)により情報の公開・提供を実施している。 下水道使用料等審議会の資料(財務状況等)等を情報公開している。
○ 行政評価の導入	②	建設改良費及び維持管理費の財源確保については、平成17年度に行政評価制度を本格導入し、事務事業の事後評価や事前評価を実施するとともに外部評価制度を導入し、当該事業の妥当性、効率性、有効性、貢献度等の検証を踏まえた効果的な行政経営システムの確立に取り組んでいる。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>平成18年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で職員の定員管理計画に基づき、平成17年4月1日時点より137人（5.2%）の職員数の純減を実施した。今後は、第5次越谷市行政改革大綱の策定内容をふまえ、状況に応じた定員適正化を図る。また、人件費削減については、平成18年度において給与水準の適正化及び特殊勤務手当の見直しを実施。地域手当においても、段階的に引き下げ平成22年度より国と同様の6%を実施した。「技能労務職員の給与等に関する取組方針」を策定し、職員体制や給与等に関する取組を継続していく。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>ポンプ場の維持管理は民間委託にて実施しているが、さらに職員の業務低減、運転管理の低減を図るため包括的民間委託等の検討をするとともに、管路・ポンプ場施設の長寿命化計画を策定中で、アセットマネジメント手法を用い効果的・効率的な事業の実施を行い、トータルのコスト削減を図る。また、使用料においては「下水道使用料等審議会」において平成22年7月により調査審議を行っている。</p> <p>*平成22年11月審議会答申 *平成23年3月議会にて使用料改定議決（平成23年7月1日施行） 25%の料金引き上げを行った。（平成23年9月検針分より）</p> <p>*税等の債権回収を強化するため、平成23年12月27日に「越谷市債権管理条例」制定、同日に施行した。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>水洗化促進事業として、年1,500件（職員1,100件・委託400件）程度の戸別訪問指導を実施し、毎年100件以上の解消に努める。また、使用料適正化による自己財下確保に向け、下水道使用料等審議会において調査審議を平成22年7月より開催している。。さらには、資本費平準化債の継続的な有効活用により基準外繰出金の抑制を図る。</p> <p>* 接続指導件数 H19-2,618件 H20-2,341件 H21-1,368件 H22-1,451件 H23-1,305件 H24-1,460件 H25-1,415件 H26-1,507件 * 接続世帯件数 H19-328件 H20-187件 H21-399件 H22-312件 H23-334件 H24-348件 H25-298件 H26-194件</p> <p>*平成23年度に、25%引き上げの使用料改定を実施 * 資本費平準化債を継続的に活用（H19-8億円 H20-7億円 H21-8億円 H22-8億円 H23-7億円 H24-7億円 H25-8億円 H26-8億円）</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

